

産業構造審議会 産業技術環境分科会  
廃棄物・リサイクル小委員会  
容器包装リサイクルワーキンググループ  
(第23回)

議事録

産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会  
容器包装リサイクルワーキンググループ（第23回）

議事次第

日 時：平成29年9月28日（木）13:00～15:00

場 所：経済産業省 108各省庁共用会議室  
東京都千代田区霞が関1丁目3番1号 経済産業省 別館1階

議 題： 1. 容器包装リサイクル法の義務量算定に係る量、比率等について  
2. その他

○高角課長　それでは、定刻になりましたので、ただいまから産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ、第23回の会合を開催いたします。

私、経済産業省リサイクル推進課長の高角でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

委員の皆様方には、お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

まず、本日の産業構造審議会容器包装リサイクルワーキンググループの出席状況でございますけれども、全委員数28名のうち現時点で18名の委員がご出席になっております。定足数である過半数に達しておることをご報告いたします。

また、本ワーキングの座長を務めていただいております同志社大学の郡島座長がご退任になりまして、新たに神戸大学大学院経済学研究科の石川教授に委員にご就任いただきました。あわせて、郡島座長の後任といたしまして座長にご就任いただいたことをご報告申し上げます。

加えまして、新たにワーキンググループの委員にご就任いただいた方を順番にご紹介いたします。

左のほうから順番にご紹介いたします。まず公益社団法人全国都市清掃会議専務理事の大熊洋二委員。

○大熊委員　大熊でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○高角課長　続きまして、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会代表理事・副会長・環境委員長の大石美奈子委員。

なお、大石委員は、本日ご都合によりご欠席となっております。

続きまして、早稲田大学理工学術院大学院環境・エネルギー研究科教授、小野田弘士委員。

○小野田委員　小野田でございます。よろしくお願ひします。

○高角課長　続きまして、杏林大学総合政策学部准教授、斉藤崇委員。

○斉藤委員　斉藤でございます。よろしくお願ひします。

○高角課長　ガラスびん3R促進協議会会長、斎藤信雄委員。

なお、斎藤委員は、本日ご都合によりご欠席となりまして、同協議会事務局長の幸様に代理でご出席いただいております。

○斎藤委員代理（幸） よろしく申し上げます。

○高角課長 続きまして、佐藤泉法律事務所、佐藤泉委員。

○佐藤委員 よろしくお願いいたします。

○高角課長 続きまして、筑波大学大学院ビジネス科学研究科・教授、西尾チヅル委員。

○西尾委員 西尾でございます。よろしくお願いいたします。

○高角委員 PETボトルリサイクル推進協議会会長、森泰治委員。

○森委員 森でございます。よろしく申し上げます。

○高角委員 以上でございます。

また、根本委員、それから宮田委員におかれましては、本日ご都合がつきませんことから、それぞれ代理の方にご出席いただいております。

そして、本日は容器包装リサイクル法の再商品化義務に係る量、比率について審議するため、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会専務理事の小山様にオブザーバーとしてご参加いただいております。

○小山オブザーバー よろしく申し上げます。

○高角委員 また、本日の議題であります再商品化義務に係る量、比率につきましては、主務大臣として定めることとなりますので、環境省及び農林水産省にもご出席いただいております。

それでは、経済産業省大臣官房審議官（環境問題担当）の岸本よりご挨拶を申し上げます。

○岸本審議官 7月に審議官に着任いたしました岸本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様には、常日ごろからリサイクル行政に対して深い理解をいただきまして、またご意見を頂戴いたしまして、大変ありがとうございます。

容器包装リサイクル法に基づくリサイクルが始まってから約20年が経過しているということでございます。思えば私、20年前に同じこちらの環境の局におりまして、当時はリサイクルではなくて温暖化の関係の業務に携わっていたのですが、リサイクル担当が非常に忙しくしていたのをきのうのように覚えております。当時はリサイクル推進課という名前ではなくて再資源化対策室だったか。そのような名前でございまして、何でも内閣法制局にいわせれば、リサイクルという言葉はまだ国民になじんでいないので使えないというような話だったと記憶しています。それから20年たちまして一般廃棄物の排出量も削減しま

したし、最終処分場の問題についてもかなり改善がみられたというようなことでございます。当時、私、議論を横で聞いていまして物品の種類もさることながら関係する事業者さん、消費者の方たち、地方公共団体の方、何と関係する方々が多いかということで、非常に人の出入りが多かったと記憶してございますが、ここまでリサイクルの取り組みを進めてこられましたのは、こうしたいろいろ関係する方々が力を合わせて取り組んでこられたたまものではないかということで、改めて感謝を表明したいと思っております。

私、実は20年前に結婚いたしまして、20年間の間にいろいろ紆余曲折もあったわけですが、制度というのはいろいろと変更が必要ということで、こちらの容器包装リサイクル法についても制度の見直しを何度もしてきたと聞いております。ただ、やはり20年たてば抜本的にいろいろ考えることもあるということで、昨年5月の報告書においてもさまざまな課題が示されたと聞いております。そうした中でリサイクル産業を力強い産業に育てていくためには、生産性の向上であるとか、マーケットの拡大であるとか、それから収集量を拡大するといった、さまざまなことを一体的に捉えて進めていく必要があるというような提言だったとお伺いしております。これを実際に実のあるものとしていくためには提言だけではいけませんので、我々のほうでさらに進めていく必要があると思ひますし、そのためには常にインプットいただきながら進めていきたいと思っております。本日もそうしたご意見をいただく時間も頂戴していると聞いておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○高角課長　　ありがとうございました。

カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

次に、本日配付しております資料の確認と取り扱いについてご説明いたします。本日、皆様のお手元にタブレットをご用意しております。ペーパーレス化ということで、ご協力をお願いいたします。画面に表示されているものが既に省内のネットワークに接続されておりまして、議事次第、それから資料1、資料2、資料3、参考資料集が表示されているかと思いますが、選択していただくとそれぞれの資料を御覧いただけるようになっております。ちょっと幾つか試しに開いてみていただいてもよろしいでしょうか。特に動作に不具合等、もしあるようでしたら担当の者が参りますのでお声かけをいただければと思ひます。――よろしゅうございますでしょうか。それぞれの資料がタブレットで開けるかどうか、念のためご確認いただければと思ひます。

本日の資料につきましては、原則全て公開いたしております。ワーキンググループ終了

後には発言者名を示した議事録を作成し、各委員に配付してご確認をいただきました上、公開することとしております。

それでは、この後の議事進行につきましては石川座長をお願いいたします。

○石川座長　　どうもこんにちは。お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は今、高角課長からご説明があったとおり、いわゆる量、比率ですね。事業者の方の義務量算定に必要な基本的な数字ですけれども、それについてここでご意見をいただく機会ということになります。ぜひ忌憚のないご意見をいただきたいと思います。また、時間がどうなるのかちょっとよくわからないのですが、量とか比率の数字の話ですので、もし時間がある程度余るようでしたらいい機会だと思いますので、容り法全体に関してご意見も後ほど伺うことができればいいかなと思っています。これは進行の具合によると思います。

それでは、早速ですが資料のご説明をお願いいたします。

○高角課長　　それでは、お手元の資料2を開いていただけますでしょうか。「再商品化義務量の算定に係る量、比率等について」という資料でございます。こちらにつきましては毎年書面審議等でご審議いただいているところでございますけれども、本年は皆様にお集まりいただく場でご審議いただくこととなりました。容器包装リサイクル法に基づきまして特定事業者が再商品化義務を負う義務量を算定するために必要な各種の量及び比率について、毎年度、主務大臣が定めることとしておりますが、その際に関係事業者、その他利害関係者の意見を聞くことになっておりまして、例年意見聴取をこのワーキンググループで行わせていただいております。詳細につきましては担当の山本補佐からご説明申し上げます。

○山本課長補佐　　リサイクル推進課の山本でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、資料2を御覧いただき、それに基づきましてご説明をさせていただきます。

まず資料2の1ページ目、中段に「本WGにお示しする量、比率等」というところを四角い枠で囲っております。AからGで示されているもの、この数値を今日のご審議いただくことになっております。これらの数値につきましては、環境省が実施する容器包装廃棄物分類調査と、経産省及び農水省が実施する事業者向け統計調査である容器包装利用・製造等実態調査の結果に基づいて算定されます。

2つの調査はどのようなものなのかを、かいつまんでご説明します。容器包装廃棄物分類

調査は国内8都市を調査対象としまして廃棄物の組成割合を分析して、容器包装廃棄物については、廃棄物の種類、ラベル等から判断される用途、業種、中身商品の種類等を分析調査して排出量を推定します。他方、容器包装利用・製造等実態調査につきましては、容器包装を利用・製造等をしている可能性がある業種として製造業、卸売業、小売業、それと外食産業や農業、漁業といった業種を選定しまして、約4万の事業者に対して無作為に抽出した統計調査を行っております。

それでは、2ページ目を御覧いただいてもよろしいでしょうか。本日もご審議いただく量、比率は、この図のタイトルの下に記載されております個々の特定事業者の再商品化義務量を算定するために必要な量と比率でございまして、これがどのように算出されるのかを簡単にご説明いたします。あわせて数字についても御覧いただきます。

まず式の左側の項で用いられておりますⅠ、業種ごとの再商品化義務量についてですが、特定分別基準適合物——これは再商品化義務の対象となる、いわゆるベールのことでございまして、ガラスびんやペットボトル、紙製容器包装、プラスチックなど6品目ございませうけれども、これを容器包装が用いられる事業者が属する業種ごと、つまりお菓子の箱というものであれば食料品製造業、レジ袋ということであれば小売業などとなりますけれども、その当該分別基準適合物ごと、業種ごとの再商品化義務総量のことを指します。

Ⅰのところでは容器包装廃棄物の排出見込み量をベースとした全体に占める個々の事業者のシェア——Ⅱ÷Ⅲでございませうけれども、これを掛け合わせることで特定分別基準適合物ごと、容器包装が用いられる事業者が属する業種ごとの個々の事業者の再商品化義務量が算出されます。

Ⅰを求めるための算定プロセスですが、左下のフロー図のところでございます。先ほど1ページ目でお示ししたAからEまでの数字を使って業種ごとの再商品化義務量を算出します。

まず、環境大臣が公表する特定分別基準適合物の収集見込み量の全国の総量に、容器包装廃棄物のうち特定事業者の責任となる量。この割合の比率である特定事業者責任比率——Aの部分でございませうけれども、それを乗じた数字と主務大臣が定める再商品化見込み量、いわゆるリサイクル能力に特定事業者責任比率を乗じたもの。この2つの数字を比較したときに少ないほうが再商品化義務総量となります。

これについて若干補足をしますと、先ほど簡単に申し上げたところの繰り返しになりますが、環境大臣が定める量は都道府県から報告される分別収集見込み量の合計値となりま

す。他方で主務大臣が定める量につきましては、指定法人と契約して再商品化を行う再商品化事業者の再商品化能力の合計値となります。

どちらか少ない方の理由でございますけれども、基本的には再商品化義務の対象となる環境大臣が定める量の方をベースに再商品化義務総量が決まることとなりますが、主務大臣が定める量、つまりリサイクル能力がそれに満たない場合には、その能力を超える量について収集されても再商品化ができません。その場合には、主務大臣が定める量であるリサイクル能力をベースに再商品化義務総量が決まることとなります。他方、逆の場合でございますけれども、主務大臣が定める量が環境大臣が定める量よりも多くなる場合については、特定事業者に過剰な義務を強いることとなりますので、これについても小さい方である環境大臣が定める量をベースに決めることとなります。

それでは、具体的に特定事業者責任比率でございますAの部分をご説明します。

3 ページ目を御覧ください。先ほどご説明したとおり特定事業者責任比率は容器包装廃棄物のうち、いわゆる特定事業者の責任となる量の割合の比率でございます。

この比率の算出に当たっては、まず特定包装利用・製造等実態調査をもとに、特定事業者の排出見込み量と小規模事業者の排出見込み量、それぞれの全国推計値を特定分別基準適合物ごとに算出するということをします。次に、一般廃棄物の組成調査である容器包装廃棄物分類調査によって得られた特定事業者が排出した容器包装廃棄物の割合を算出しまして、それぞれの割合を平均します。それをさらに昨年度調査におけるそれぞれの平均値との2年間の移動平均値とすることで算定しております。算定する際には売上高や従業員規模が一定以下になる小規模事業者ですけれども、こちらにつきましては再商品化義務の対象外となりますので除外することとしております。

平成30年度の適用数値案でございますけれども、こちらは表1—1のとおりとなっております。以降の数値もおおむね同様の計算方法で算出しております。

次に、4 ページを御覧ください。先ほどご説明申し上げました特定事業者責任比率を用いて算出されるものがBの再商品化義務総量でございます。表1—2の右端の欄でございますけれども、ここに特定分別基準適合物ごとのBの数字が示されております。

図中のアでございますけれども、分別収集計画の見込み総量となっております。この分別収集計画の見込み総量は、先ほど申し上げましたが環境大臣が全ての都道府県分別収集促進計画の提出を受けたときに、全ての都道府県の区域内において得られる特定分別基準適合物ごとの見込み量を合算して得られる総量ということでございます。すなわち全国で

得られる特定分別基準適合物の見込みの総量ということでございまして、これは公表するものとされている数字でございます。

この分別収集促進計画は3年ごとに5年を1期とする計画を策定することとされておりました。今回お示ししている量は平成29年度から平成33年度までの分別収集促進計画から平成30年度の値を適用してございます。

次に、その横のイのほうでございますけれども、再商品化見込み量の値となっております。この再商品化見込み量は分別収集計画の見込み総量と同様に3年ごとに5年を1期とする再商品化計画を策定することとしておりました。今回お示ししている量も同様に平成30年度の値を適用してございます。

なお、再商品化計画は昨年度に経産省でリサイクラー調査というものを行ってございまして、その結果を踏まえて我が国の年間リサイクル能力の見通しというものを算出してございます。

次に、再商品化義務総量でございますけれども、これは先ほどのご説明のとおり、分別収集見込みの総量と再商品化見込みの総量のいずれか少ない方を選びまして、特定事業者責任比率を掛け合わせたものになります。それぞれ計算すると一番右端の値になるということでございます。

なお、紙製容器包装については、例年同様、市町村が分別収集した後に独自処理する量の割合が他の素材と比べて大きいということがございまして、あらかじめ分別収集の見込み量から環境省が調査しました独自処理量を控除した上で再商品化義務量を算出することとしております。

次に、フロー図のところにありますC、D、Eの部分について説明をいたします。

4ページの表2を御覧ください。これは今開いているところの下の部分になります。Cの特定容器比率でございますけれども、これは先ほどご説明しました特定事業者責任比率と同様に、特定容器の量と特定包装の量に分けて排出見込み量の比率等により算出してございます。特定容器については、特定ユーザーである特定容器利用事業者と特定容器のメーカーである特定容器製造等事業者の2者で応分の負担を負うということになってございます。平成30年度の数字が表になってございます。

なお、ガラス製容器及びペットボトルにつきましては、どちらも特定容器のみでございますので表に記載はございませんけれども、100%ということでございます。

続きまして、業種別比率と業種別特定容器利用事業者比率についてご説明いたします。

5 ページ、6 ページ目の表 3 を御覧ください。5 ページ目と 6 ページ目はともに表 3 でございまして、品目の種類、つまり、ガラス製容器、ペットボトルが 5 ページ、そして 6 ページが紙製容器とプラスチック容器、このようになってございます。こちら先ほどご説明した事業者責任比率とおおむね同様の計算方法でございまして、排出見込み量の比率等により算出しております。

特定容器についてはユーザーとメーカーで応分の負担をするというように申し上げましたが、この割合については特定容器を利用した商品の販売見込み額、そしてその額と特定容器の販売見込み額の合計額で除して得た率を基礎として定めることとしておりまして、これは特定容器が用いられる事業者が属する業種、すなわち特定容器の用途の業種によって異なることが想定されます。このため、業種別の比率を算定するというところでございます。括弧内の数字は去年の数字でございまして、縦に数字を足し合わせていくと 100% になるという表の見方になってございます。

続きまして、7 ページ、8 ページ目に移っていただいてもよろしいでしょうか。こちらにつきまして、表 4 は業種別の特定容器利用事業者比率を示したものでございます。先ほどと同様に 2 ページにわたって、それぞれ品目ごと及び業種ごとに記載させていただいております。

業種別特定容器利用事業者比率につきましては、容器包装利用・製造等実態調査におきまして、特定容器を利用した商品の販売額、特定容器の販売額、それぞれを聴取してございます。これはアンケート調査で聴取するというところでございます。その販売額の比率で算出しまして、昨年度の結果と平均することを出しております。

そしてこれまで申し上げた C、D、E です。これらの数字を B と掛け合わせることで、先ほどの I の部分を算出することになります。

なお、特定容器メーカーにとっての業種ごとの特定容器に係る再商品化義務総量につきましては、B、C、D を掛け合わせるころまでは一緒なのですけれども、最後の E のところで逆数を掛けることで産出することができます。

次に、2 ページ目で御覧いただいた際に、I の反対側の項にございました分数のところの説明をさせていただきたいと思っております。大変恐れ入りますけれども、2 ページ目までお戻りいただいてもよろしいでしょうか。

まず分子の II でございますけれども、こちらが個々の特定事業者の容器包装廃棄物の排出見込み量でございまして、これについては II の囲いの中——緑の部分でございまして

ども、ここに記載がございますとおり、個々の事業者が自らの排出見込み量を算出するときの方式としてございます。

この際、2つの方法がございまして、自ら容器包装廃棄物として排出されない量を自ら算出する方法を自主算定方式と呼びまして、他方、主務大臣が定める容器包装廃棄物として排出されない比率を掛け合わせることで簡易的に算出する方法を簡易算定方式と呼んでございます。

原則的には自主算定方式で算出することとしておりますけれども、自らが利用・販売または製造等をする特定容器、または利用する特定包装の量から事業活動などで用いられて、結果的に一般廃棄物とならない容器包装の量を差し引くということでございます。その上で、一般廃棄物となる容器包装の量を算出して、それを排出見込み量として再商品化義務量を算出しております。

他方、自らの容器包装の利用量のうち家庭向けに排出することになる量の割合が把握困難なケース、こうした場合もございまして、そのような場合に用いる方式として、簡易算定方式というものを設けているということでございます。簡易算定方式では家庭向けに排出する相当量を簡易に算定するというところでございまして、事業活動に用いられるものなどの一般廃棄物とならない容器包装の割合を、主務大臣が特定分別基準適合物ごと、業種区分ごとに定めるということでございます。

9ページ、10ページに移っていただいてもよろしいでしょうか。9ページ、10ページ、表5におきまして簡易算定方式に用いられる事業系比率を記載してございます。これは、いわゆる事業系ごみになると想定される比率の数字でございます。今年度の容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査の結果に基づいて事業系比率は算定されておりました、かつ昨年度の調査結果に基づく同じ比率と平均することで、先ほど来と同じような計算方法で算出しております。

最後になりますけれども、分母のほうです。今度はⅢでございましてけれども、個々の特定事業者が属する業種全体の容器包装廃棄物の排出見込み量の年間総量。こちらは1ページ目のところのGの数字でございまして、これは11ページ、12ページに記載してございます。

11ページ、12ページを御覧いただいてもよろしいでしょうか。今年度の実態調査及び分類調査の結果に基づきまして当該業種全体の容器包装廃棄物の排出見込み量を算定しまして、かつ昨年度のものと同様と平均するというところでございます。このように数字が全て出され

るわけですが、ⅠからⅢの量を計算することによりまして、個々の事業者の業種区分ごとの再商品化義務量が導き出されてくるということでございます。

以上、雑駁ではございますけれども、再商品化義務量の算定に係る量、比率等についてのご説明を終わらせていただきます。

○石川座長　　どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、今ご説明いただいた内容についてご質問、もしくはご意見をいただきたいと思っております。ご発言いただける方は名札を立ててお示しいただけるとありがたいと思っております。いかがでしょうか。――では、佐藤委員。

○佐藤委員　　容器包装リサイクル法は基本的には市町村が回収するという前提でのシステムだと思っておりますけれども、最近、コンビニエンスストアの店頭回収とか、それから自動販売機横に設置してあるボックスでの回収等が多く、これが一般廃棄物なのか、産業廃棄物なのかというのは、自治体によって動きが分かれているというように理解しております。東京都では、コンビニエンスストアで回収したものは産業廃棄物と考えるというようにホームページでも公開しております。このように店頭回収、また、高速道路、鉄道など不特定多数の人が利用する場所での回収量やそのリサイクル実態が、こういう統計にどのように影響しているのかということを知りたいと思っております。

○石川座長　　ありがとうございます。店頭回収とか、高速道路とか、ややグレーなところの回収量が、これにどう反映するかというご質問だったと思っております。

ほかに関連して何かご発言ございますか。もしあるようでしたらご意見いただいた上で、まとめて現在どのようになっているか、ご説明いただきたいと思っております。よろしいですか。――それでは、事務局のほうで今の取り扱いについて何かわかる範囲内でお答えできますか。

○山本課長補佐　　ご質問ありがとうございます。

まず店頭回収のところにつきましては、基本的にこの分類調査及び実態調査につきましては家庭ごみというように対象を絞ってやっているということでございまして、原則除かれていると理解しております。ただ、これもご指摘がありましたとおり自治体の運用によって恐らく変わってくる、あるいは座長からのご指摘があったように、グレーであるといった場合に入ったり、入らなかったりする、その可能性もあるというように認識してございますので、我々としても今後統計をやっていく上で、そうした自治体の実際の運用状況というところもしっかりと把握をしながら、正確な値を出すように務めてまいりたいと思

います。

○石川座長　ありがとうございます。

佐藤委員、よろしいですか。

○佐藤委員　はい。

○石川座長　多分今ご説明いただいた内容というのは数字の根拠と、それから計算法のテクニカルな話だったのですが、自治体の回収量ということからいくと分別回収計画ですか。そこに各自治体はどう反映しているのか。また、そもそもこういうものを出しなさいと法律で決まっているので、細かく店頭回収は入れるべきか、入れてはいけないかというのが、はっきりしているかどうかという話なのだと思うのです。実態は事務局からご説明いただいたとおりグレーなところが多いのかと思います。

何か関連するお話とかございますか。ご意見。——特になければ次の議題に行きたいと  
思います。よろしいでしょうか。

まず、大事なことを忘れていました。きょうお集まりいただいたのは、この量、比率についてご異論がないかどうか、ご同意いただけるかどうか了承をいただきたいのですが、よろしいでしょうか。ご異論ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

では、ご了承いただいたということで次に行きたいと思います。

○高角課長　その前に、この量、比率の案の今後の取り扱いでございます。本日お示し  
いただきました案を容器包装リサイクル法の義務量算定に係る量、比率の来年度分、30年  
度分の適用される数値案といたしまして、来年4月1日に適用可能となるよう告示を主務  
大臣から行う。これを制定するためのしかるべき手続を進めてまいりますので、どうぞよ  
ろしく願いいたします。

それでは、続けさせていただいてよろしいですか。委員の皆様からご意見をいただくに  
当たりまして、事務局のほうで容器包装リサイクル制度の最近の動向についてまとめさせ  
ていただきました。

まず、こちらのほうをご説明させていただきます。資料3をお開きいただければと思い  
ます。こちらのタブレット、全て横向きの資料でございますので、横向きにしていただくと  
多少みやすいかと思います。

この容器包装ワーキンググループでございますけれども、前回お集まりいただいたのが  
昨年5月の合同会合の報告書を取りまとめる場だったと承知しておりますが、それ以降の

動きを資料に基づいてご紹介させていただきたいと思っております。

1枚おめくりいただきまして目次でございますが、制度の概要はもうよくご存じの話であろうかと思いますが、情報のアップデートを中心にご紹介したい。それから最近の動向について、あわせてご紹介させていただきます。

2枚おめくりいただきまして、右下に3と表示されているスライドでございます。容器包装リサイクル制度の概要ということで、これはさまざまな場でご説明していることなので、もう改めてご説明するまでもありませんが、消費者が分別排出し、市町村が分別収集し、容器包装を用いた商品の生産者等の特定事業者が再商品化をする。こういった役割分担でこの制度が成り立っているという図でございます。最新の情報といたしましては、平成27年度に特定事業者が支払いいただく再商品化義務の費用が390億円になっている数値を載せております。

1枚、次のページに行ってくださいまして、こちらもよくご存じの今さらご説明するまでもない話でございますけれども、容器包装リサイクル法の背景でございます。一般廃棄物の中で今でも容器包装54.7%、容積において占める。重量においても23.3%を占めているということでございます。こちらにつきまして再商品化等を促進していくという趣旨で設けられた制度でございます。

次のページに行ってくださいまして、一般廃棄物の最終処分場の残余容量及び残余年数でございます。これもご案内のとおりですけれども、法律が制定された当時、残余年数で申しますと8年程度と非常に逼迫した状況にあったわけでございますが、直近平成27年の数値で申しますと20.4年まで改善してきているところでございます。

次のページに行ってくださいまして、一般廃棄物の排出量、最終処分量、ともに減少傾向にあるところをご確認いただければと思います。人口減少という要素もございますけれども、1人当たりのごみ排出量も着実に減少してきているところでございます。

続きまして、7ページ目でございますけれども、容器包装リサイクル協会におけるベールの引取量。ベールと申しますのは、いわゆる容器包装のごみ排出物のことでございますけれども、ベールの引取量及び再商品化委託料の額の推移ということで、下の帯グラフになっているものがベールの引取量に当たるものでございまして、平成18年度ぐらいまではかなり大きく伸びてきていて、その後は緩やかな伸びになってきております。

一方、棒グラフのほうは再商品化委託料でございますけれども、18年度ぐらいまではベールの量に比例して増えてきていた。しかし、それ以降は低減傾向にあるということで

ございます。最近では若干横ばいの傾向かなと思っておりますけれども、そういう状況になっております。主にペットボトルが有償化したりとか、あるいはプラスチックの容器包装リサイクル費用の低下というところが効いてきているのかなと考えております。

続きまして、8ページ目でございます。市町村で容器包装リサイクルの分別収集を行っている割合の推移でございます。これも近年はほとんど変化がない。それぞれ横ばいの状況でございますけれども、ガラス製容器であるとかペットボトル等につきましては9割を超える分別収集が市町村で行われている。紙製容器包装につきましては30%台、プラスチックにつきましては70%台になっているところでございます。

続きまして、9ページ目、合理化拠出金の推移でございます。合理化拠出金もご案内のとおりでございますけれども、平成18年の改正によって導入された仕組みでございます。リサイクルのために要する想定される費用と実際に要した費用との差額をもとに拠出されるという仕組みですけれども、こちらにつきましては御覧のとおり推移となっております。当初の3年間は100億近い金額が拠出されていましたが、その後は20億前後で推移していることになっております。

続きまして、10ページ目に参ります。定期報告も18年の改正で導入された仕組みでございます。容器包装を大量に利用されている事業者から毎年度報告をいただいているものでございます。各事業者で設定しました密接指標とここに書いてございますけれども、売上高とか顧客数、これに対して容器包装を用いた量の比率を示したものでございます。これを素材別原単位と申しておりますけれども、最初の報告をいただきました平成19年度から比べると2割近く減っている。最初の数年間で大きく減少して、その傾向が続いているということになろうかと思えます。

それでは、2番目のトピック、最近の動向をご紹介します。

2枚ほどおめくりいただきまして、12ページでございます。こちらは昨年のとりまとめの際に整理しました図表でございますけれども、容器包装リサイクル制度のあり方と議論の方向でございます。事業者の生産性の向上、再生材のマーケット拡大、収集量の拡大とさまざまな課題が複合的に関連している。これを一体的に捉えて検討していく。そして社会全体の費用を低減していきながら、付加価値の高いものづくり産業を目指していこうといった方向性で昨年の報告書でとりまとめられたところです。

次のページ以降はその後の動きでございますけれども、大きく分けて、まずプラスチックに関する動きをご紹介します。13ページのグラフも皆様よくご存じかと思

いますけれども、プラスチックは材料リサイクルとケミカルリサイクルと大きく2つの手法に分かれる中で、それぞれの落札価格の推移を示しているものでございます。当初10万円とか相当高額なところにあったのが着実に減少してきているところがございますけれども、特に平成21年度以降、ほぼ一直線に材料リサイクルのほうは価格が下がってきた。しかしながら、直近の29年度においてはその傾向が反転し、価格の上昇傾向がみられるということでございます。一方でケミカルリサイクルのほうは、ずっと一貫して材料リサイクルよりも低い価格でありますけれども、ここ数年間は緩やかな上昇傾向がみられるところでございます。29年度に起きた状というのは、この後ご紹介します入札制度の見直しに関連しておりますので、また後ほどご紹介いたします。

14ページでございますけれども、これが昨年度の報告書のプラスチックに関する部分の一部抜粋でございます。方向性としては優良な事業者が事業の先行きを見通して、安定して投資を継続し、ポテンシャルを伸ばしていくための環境整備でございます。

下のところに主に2つ掲げてございます。総合的評価制度の見直し。ここには再生材の質の向上というところに重点化を図るといったことが書いてあるわけでございますけれども、そういった方向での見直し。2点目としましては、これは入札制度の見直しでありますけれども、市況変動にも対応した健全な競争環境のもとで素材産業化を目指す製造事業者として成長できる環境を整備。一定の競争倍率を設定している現行の入札制度よりも、優良な事業者がよりポテンシャルを伸ばせるような優れた入札制度というようなことが書かれているわけでございます。

まず総合的評価の見直しにつきまして、15ページ目でございますけれども、これは審議会報告書を受けて、容器包装リサイクル協会におきまして検討会を開催されて、このように見直しをしたものでございます。

若干みにくいかもしれませんが、左側がこれまでの旧総合的評価の配点表、右側が新しい見直した後の配点表でございます。個々にはいろいろございますけれども、ざっと申し上げるとリサイクルの質・用途の高度化。質の向上というところにシフトしている状況がみてとれるかと思えます。特に品質管理とか、品質規格のところは再生材が質の安定を図る上で重要だということから、重点化しているところがございます。下のほうはこの配点表から消えているのですけれども、環境負荷の低減であるとか、事業の確実な実施等につきましては、もう点数の評価以前の指定法人の登録要件といったところでみることになってございます。

続きまして、16ページ目以下は入札制度の見直しでございます。

まず16ページは、平成21年から導入されて昨年度まで用いられてきた入札制度でございますけれども、プラスチックのリサイクルにつきましては材料リサイクル優先枠、50%枠というものを設定しております、この在り方につきましては前回の見直しの際にさまざまご意見、ご議論があったところですが、これは維持するというところでとらめられているところでございます。

問題は、この50%優先枠の中をどのように配分するかというところでございますけれども、それまでの制度におきましては50%をA枠とB枠の2つに分割して、A枠は45%、B枠は5%という配分でございますけれども、このA枠の部分は1.05倍という競争倍率を設定する。かつ先ほどご紹介しました総合的評価の得点に応じて幾つかのランク分けをする。高いほうから順番に並べて幾つかにグルーピングしてランク分けをして、それに基づいて落札可能量を段階的に設定します。したがって、総合的評価の点数が高い事業者さんは、自分のもっている設備能力に対して比較的多くの割合を得ることができる。総合的評価の成績が悪い事業者さんはその逆ということになります。一方、B枠は、総合的評価の得点にかかわらず自由競争で獲得できる枠になっていたわけでございます。こういった2つの枠のもとで競争していたということでございます。

それと真ん中辺に「×」という印がございます。材料リサイクル事業者の方は基本的に左側の世界で競争する。右側に移行することは基本認めないということを示しています。

17ページが、これに対しまして新しい入札制度でございます。先ほどの報告書を受けて、環境省と私ども経産省のほうでさまざま議論をしたところでありまして、材料リサイクル事業者のポテンシャルを發揮できる競争環境とはいかなるものかということで、随分いろいろ議論もいたしましたけれども、結果といたしまして今ご紹介するような形で昨年度、29年度の入札から導入されたものでございます。

これを簡単にご紹介いたしますと、まず総合的評価との関係でございます。これまではランク分けということで幾つかの段階でグルーピングをして落札可能量が設定されていたわけでございますけれども、これがより総合的評価の得点に比例する形で落札可能になってくる形になりました。それから、これが最も大きなところでございますけれども、安定枠と効率化枠というものが設けられまして、安定枠のほうはある一定量の落札が保証されるというか、もちろん個々にいろいろ競争要素はあるわけですが、基本的にこの部分は安定的に確保することができるという枠が設けられました。2対1と示しております

けれども、総合的評価で認められた落札可能量のうちの基本的には3分の2は安定枠で獲得できるという仕組みでございます。ただし、各事業者の安定枠を全て足し合わせると材料リサイクルに割り当てた50%の総量を超えてしまう場合がありますので、その場合は所要の調整を行うことになってございます。

それから、前の仕組みではA枠、B枠は別々に入札することになっていたわけですがけれども、この仕組みにおきましては、安定枠と効率化枠は一括で入札する仕組みになっておりまして、まず価格の低いほうから安定枠をあげ、そしてしかる後に効率化枠を開札することになってまいります。

もう1つ、真ん中のところに前の仕組みではついていた「×」がなくなっておりますけれども、希望する材料リサイクル事業者が優先枠を放棄して、一般枠で入札を選択することができるようになりました。それに加えて総合的評価の成績が、一定ラインより低い事業者さんについてはボーダーライン、足切りという形で、もう優先枠での入札を認めない。一般枠で入札してくださいというような仕組みを設けることにしておりまして、これは昨年度は実施しなかったのですけれども、次回、平成30年度の入札から実施することにしております。

それから上限価格、最低価格というものを設定すること、その他、費用の透明化を図る等々のことが設けられております。

以上を文字にしたものが18ページでございますが、繰り返しになるので説明は割愛させていただきます。

こういった新しい入札制度における入札を昨年度、29年度、この仕組みで行いましたけれども、これに基づく落札結果を19ページにお示ししております。トータルでは一番右下のところの前年比、総計108.9%とございます。これは前年比で8.9%の価格の上昇を示しております。額でいうと29年度5万153円、28年度4万6,059円ということで、約4,000円ほどの上昇となっております。材料リサイクルとケミカルリサイクルということでみますと、材料リサイクルのほうは8.4%の上昇、ケミカルリサイクルのほうは9.5%の上昇となっているところでございます。

以上が入札制度の関係でございますけれども、プラスチックのリサイクルに関するその他の動きといたしまして、次の20ページを御覧いただきますと燃料ガス化等に関する検討会というものを、この4月、5月と開催しておりました。これは平成22年の合同会合の報告書の中で、プラスチックをリサイクルしてガスをつくって、そのまま燃焼させているも

の取り扱いについて十分に議論していく必要があるということで、まだ結論が得られないままになっていたものにつきまして今回検討したということでございます。現にプラスチックのリサイクルでガスをつくって、それを燃料として利用している事業者さんは現在3者おります。その3者の事業者からヒアリングを行いましたところ、3者いずれも今燃料として利用しているわけけれども、今後利用の用途を変えていく。水素、あるいはエタノールといった原材料として活用していく方針を表明されました。これを踏まえまして、ガス化手法等のうちそのまま燃料とされているものにつきましては、燃料として利用される製品の原材料ということで今の固形燃料と同様の扱い。すなわち緊急避難的、補完的取り扱いをすることが適当であるととりまとめられました。

なお、現存している事業者さんにつきましては、それぞれ表明された方針転換をしていくということでございますけれども、30年度末までの経過措置を認めることを下のほうに付記しているところでございます。こういった方向性をこの検討会におきましてとりまとめたところでごすけれども、方針を具体化するに当たりまして用語の定義といったところにつきましては、引き続き事務的に環境省と経産省の間で調整をしているところでございます。

プラスチックにつきましては以上でございまして、次にペットボトルのリサイクルに関する動きについてご紹介をします。ペットボトルにつきましても、昨年5月の合同会合でとりまとめられた報告書の中にございます。ちょっと読みにくいのですが、ペットボトル等につきましては水平リサイクルの取り組みを進められている現状を踏まえ、国内循環産業を育成し、安定的な国内循環を推進していくべきである。指定法人が行う再商品化の管理業務について素材産業としてリサイクルを推進するのにふさわしい制度のあり方について、指定法人において検討することが必要であるとされておりまして、これを踏まえまして指定法人である容器包装リサイクル協会におきまして検討会を開催しているところでございます。4月、5月、6月とこれまで開催してきております。

検討会におきましては、リサイクル事業者や、リサイクル製品を利用する事業者からのヒアリング、あるいは環境省が市町村に対してアンケート調査を行った結果等の報告も行われました。これを踏まえて、ペットボトルのリサイクルをめぐるさまざまな課題について議論がされているところでございます。

最後に、22ページでございます。これは最近のトピックなのでございますけれども、容器包装に限らずリサイクルの今後の動き、流れに影響のあり得る話といたしまして、中国

における廃棄物輸入規制の動きというものがございますので、ご紹介させていただきます。

中国政府が本年7月に海外からの廃棄物の輸入を停止する。全てではないですが、一部のものについて停止することをWTOに通報しております。これは基本的に環境保護のための政策だということで、原材料となり得る固形廃棄物の中に汚染物質とか危険物質の混入がみられることから、環境上の利益と人民の健康を守るために、こういう措置をとるのだという説明がなされているところでございます。8月になりまして中国は具体的にどういったものの輸入を禁止するかというところを公表しております。主に生活由来の廃プラスチック、仕分けられていない紙ごみ、廃紡績原料、廃金属くずといったものが輸入禁止リストに掲げられております。これらの輸入禁止については、本年12月末から施行予定になっているということでございます。

現に輸入が止まることになりますと、これまで中国にかなり依存していた品目がございます。これについての流れが相当変わってくるということで、影響については注視が必要となります。容器包装との関係で申しますと、例えばペットボトルのリサイクルに関しましては、事業系のかなりの部分のペットボトル。いわゆる容リルートに流れていなくて、市町村で収集して独自処理しているものの中で一部が中国に流れていると承知しておりますけれども、この部分で中国が受け入れないことになるとどうなってくるかといったことについて、よく影響を注視していく必要があると考えているところでございます。

長くなりましたけれども、ご説明は以上でございます。

○石川座長　ありがとうございます。かなり情報量のある現状についてのご説明をいただきました。

まずご説明いただいた内容について、ご質問とかご意見がございましたらいただきたいと思えます。ご発言のある委員は札を立てていただければと思えます。――それでは、五十音順にいきましょうか。小野田委員からでしょうか。

○小野田委員　簡単な質問なのですが、19ページの108%というお話。話の流れで入札制度の影響ということかと思うのですが、もう少しこの要因みたいなところを、ちょっと把握されていることがあれば教えていただきたいというのが質問でございます。

以上です。

○石川座長　ありがとうございます。

順番にいきますが、もし関連するご発言がありましたら先にいただきたいと思えますが、よろしいですか。――では、川村委員、お願いします。

○川村委員 紙製容器包装リサイクル推進協議会の川村でございます。

それでは、3点ほど述べさせていただきたいと思います。まず最初に昨年5月の合同審議会以降、初めての産構審ですので申し上げさせていただきますが、プラスチック製容器包装に係る入札制度の見直しが昨年11月に特定事業者の参加しない少数の有識者及び両省の会合によって実質的に決定されたということで、合同会合の席でも申し上げてまいりましたが、事業者に影響の大きい課題につきましては特定事業者も討議に参加できる形で、経過等についても理解しやすいような運営を改めてお願いしたいと思います。

2番目につきましては、今回のプラの入札制度の見直しは競争制限的であり、材料リサイクル事業者のイノベーションが起こりづらくなる懸念があります。実際入札では材料リサイクルで約14億円、ケミカルリサイクルで約13億円、合計約27億円上昇したと認識しておりますので、より健全な競争環境をつくり社会的コストの低減につながるように制度設計をしていただきたく、速やかな見直しをお願いしたいと考えております。

最後に、3番目としまして中国における廃棄物輸入規制の動きにつきましては、紙製容器包装、あるいは雑紙を含む輸入規制の対象となります。その他古紙は、2016年、日本からの総輸出量は89万トン。そのうち中国への輸出は76万7,000トンとなっており、また日本国内の製紙メーカーが消費しているその他古紙は37万8,000トンであることから、相場を含め大きな影響を受けることが予想されますので大変心配しております。ご支援をよろしくお願いいたします。

以上です。

○石川座長 ありがとうございます。

それでは、城端委員からお願いします。

○城端委員 プラスチック容器包装リサイクル推進協議会の城端です。発言の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

先ほど高角課長より、プラスチック容器包装再商品化の入札制度の見直しと、それから委託料が今まで下がってきたのに平成29年度、反転したと、額にすると28億円程度上がったというご説明がございました。これは29年度に入札制度を変えたことが影響していると考えてございます。決め方も、先ほど川村委員からありましたように短期間で決まったこともありますけれども、その内容について社会的な競争環境と逆行してコストが上がる可能性が高いことを、もう1月の段階で意見を出させていただきました。環境省さん、経済産業省さんに出させていただきました。落札結果が出て、やはりそのとおりになったとい

うことで3月にも、これは問題ではないかという意見書を出ささせていただきましたけれども、このままいきますと、今回の入札制度は新しい制度でリサイクラーさんもまだわからない中での入札だったということで、今回落札結果をみてさらに高く入札をかけてくることが十分考えられ、来年度、さらに上昇することがかなりの確度であると思いますので、ぜひとも30年度の入札のところの見直しを図っていただきたいということで、一両日中にも両省に要望書を出ささせていただきたいと考えてございます。

要望書の骨子は大きく6つありまして、1つは、再商品化コストの透明化と上限価格を引き下げていただきたい。2番目に、材料リサイクルにおける最低価格を今回設けられましたけれども、それを撤廃していただきたい。3番目として、上限価格の設定については日本容器包装リサイクル協会さんの決定を尊重していただきたい。4番目、今回できた安定枠、効率化枠の入札価格が一本化になりましたけれども、これを従来どおり別建てにさせていただきたい。5番目として、安定枠、効率化枠の総量の配分を考えていただきたい。それから一般枠について競争環境の整備をしていただきたいという内容の要望書を出させていただきますので、ぜひ30年度の入札において見直しをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○石川座長　　ありがとうございました。

それでは、花澤委員、お願いします。

○花澤委員　　今の城端委員のご発言と同様の発言をしたいと思いますが、その前に高角課長からご説明いただいた資料の12ページに、容器包装リサイクル制度の在り方と議論の方向という紙がありますけれども、ここの点線の枠で囲ったところをみてみますと、2行目に「課題を一体的に捉えて検討し、社会全体の費用を低減していきながら『付加価値の高いものづくり産業』を目指していく」ということになっていて、「社会全体の費用を低減していきながら」という部分が、今城端委員がおっしゃったように29年度の入札では、それに逆行するのではないかという結果と、そうした方向の入札制度の見直しが行われてきたのではないかということで、再見直しをお願いしたい。

この下の絵にも左から3つ目の特定事業者という欄があって、その下に環境配慮設計の促進。これは我々特定事業者が取り組んでおりますが、その下に再商品化事業者の生産性の向上。まさに生産性の向上は大事だと思いますが、黒ポツの3つ目に「優先枠と一般枠の競争の促進」という方向性が示されているので、基本的に前回の合同審議会での議論の全体をとりまとめたもののダイジェスト版だと思うのですが、ここにはっきりと社

会全体の費用を低減していきながらということと、それから優先枠と一般枠の競争の促進ということ掲げながら、それに今回の入札制度の見直しは逆行しているのではないかと。こういう趣旨から私ども食品製造業の団体としても関係団体を挙げて——40ぐらいになりますけれども、趣旨としては、項目としては今、城端委員がおっしゃったような6項目から7項目にわたる要請書を、城端委員のプラスチック容器包装リサイクル推進協議会が出されるのとほぼ同時に提出したいと思っておりますので、ご検討をよろしく申し上げます。

以上でございます。

○石川座長　ありがとうございます。

それでは、百瀬委員、お願いします。

○百瀬委員　日本チェーンストア協会でございます。

今回、私どもが一番困っていますのは、レジ袋その他で発生抑制に一生懸命努力してまいりましたが委託料が28億円上がってしまったということで、先ほど委託料の合計が約390億とお聞きしておりますので1割近く上がってしまう。ですから、リサイクル法が一番大切な要素として発生抑制となっておりますが、小売業の会員企業が努力した成果が、この委託料上昇のためにどうも消えてしまうのではないかと懸念しております。そのあたりのことをぜひ今回は正していただければと思います。

次に、15ページにあります総合評価のところなのですが、なぜ環境負荷の低減ですとか、再商品化事業の適正かつ確実な実施という項目をなくしてしまったのかがよくわかりません。容器包装リサイクル法ではございませんが、食品リサイクル法で適正な製品化ができなかったがために大問題になったダイコーの事件がございます。そんなことはないとは思いますが、どのように製品化されるのかということは、やはり私ども委託料を出すほうとしましては非常に大切な要素かと思われま。リサイクラーさんがいかに環境負荷の少ない、そして再商品化として付加価値の高いものにつくり上げていただけるのかということが今後の大きな課題だと思っておりますので、総合評価の見直しの意味をぜひもう一度私どもにお示しいただきたいと思っております。

以上でございます。

○石川座長　ありがとうございました。

ご意見を一当たりいただきましたが、主に単価が上がったこと。その原因として、恐らく入札制度の変更があるであろうことを前提にすると、おおむねご質問はそこに集中していて、あと百瀬委員から総合的評価の項目で下のほうをなくしているのですが、それにつ

いてなくした理由をもう少し詳細にというご質問があったかと思えます。

まず最初に、小野田委員からご質問があった108%に単価が上がった原因と入札制度の関連ですか。もう少し詳しくご説明いただけますでしょうか。

○高角課長 108%、資料でいうと19ページ目でございます。その要因ということでございますけれども、まず材料リサイクルのほうで8.4%の上昇がみられるところにつきましては、まさに入札制度の変更が影響している部分ではないかと考えております。大きな話として、これまでのA枠、B枠にかわって安定枠と効率化枠を設けたということございまして、特に安定枠が設けられたことによって多くのマテリアル材料リサイクル事業者の方々が、実際の落札状況をみますとこれまでよりも価格を上げて入れられている事業者さんもいれば、下げて入れられている事業者さんもあるわけですが、これまでよりも価格を上げて落札できるということになったときに、どうもそういう傾向がみられるわけです。これまでよりも価格を上げて落札できているということで、これまでのA枠に比べて安定枠の部分の落札価格の上昇がみられる。かつこれまでB枠というところで全体の50%のうちの5%が配分されて、非常に激しい競争が行われていたわけでございますけれども、これが効率化枠というものになったことで、ここの部分の競争が大分緩和されたのではないかとみております。

いずれにしても、こういった状況になったときに影響が今後どう出てくるのか。さらに上がるのではないかとという観測もあるところでございますけれども、よくよく精査して注視していく必要があると考えております。

また同時に、ケミカルのほうも実は落札価格の上昇がみられるわけでございますけれども、こちらにつきましては入札制度の直接の影響には必ずしも結びつけられないものかと考えておりますが、そういう意味で個社の入札行動の結果ということなのかなど。必ずしもこれだという説明ができる状況にございませんけれども、こちらにつきましても動向を注視する必要があるかと考えておるところでございます。

○石川座長 百瀬委員の質問について。

○高角課長 関連いたしまして、入札制度につきまして各委員の皆様からご指摘をいただいているところでございます。こちらにつきましては、価格が上昇した結果については重く受けとめたいと考えておりますし、今後の入札の状況につきましては、よくよく注視をしていかなければならないと考えております。あわせて要望書も提出されるご予定だとも伺いましたので、その部分については実際に要望書をいただいた上でよく検討させて

いただきたいと考えております。

それから百瀬委員からご指摘のありました総合評価の部分でございますけれども、15ページ、ちょっと説明が不十分で申しわけございませんでしたが、リサイクルの質、それから用途の高度化というところの、特に質の部分で重点化したというご説明をいたしました。一方で下のほうの環境負荷の低減効果、それから再商品化事業の適正かつ確実な実施というところは点数の配点からは消えているわけでございますけれども、これらの項目について一切評価をしなくなったということではございません。これらは点数評価以前のところで、そもそもリサイクラー側が容リ協会に登録する際に、ちゃんと適正にリサイクルが行われるかというところで審査を受けることになっておりますけれども、そういうところの登録要件とか、あるいは査定を受けるときに別途考慮されているということでございます。点数づけのところは、まさに再生材の質のところ为重点化したということでございます。それ以前のところで、これらの項目はちゃんとみているということでございます。

○石川座長　ご説明いただきましたが、まず小野田委員、これでよろしいですか。

○小野田委員　はい、大丈夫です。

○石川座長　では、百瀬委員は今のご説明でいかがですか。

○百瀬委員　ご説明はよくわかりましたが、では前提条件のところは明確化されているのかがちょっとわからない。要するに当然でしょうということなのでしょう。

○高角課長　そうです。

○百瀬委員　当然でしょうというラインというのがあるのかどうか。

○高角課長　これは容リ協のほうで毎年、事業者の登録を受けているということで、これは毎年度、審査をすることになっております。その基準というのはきちんと明確化されて、リサイクラー向けに説明も行われているのですけれども、そういった形でオープンになっております。

○石川座長　よろしいですか。

○百瀬委員　はい。

○石川座長　それでは、一応お答えいただきましたので、この後、自由討議というところしたいと思います。

最初のラウンドでご質問いただきました単価の上昇と入札制度というのは私も非常に大事なことだと思っていまして、一部ご説明いただきましたけれども13ページで単価の長期的な傾向をみていると、28年、29年で入札制度を変えたらちょっと上がったというのは大

事なのですが、なぜ大事かという点、それ以前の7、8年にわたってマテリアルは下がってきていて、ケミカルはずっと上がっているという傾向がある。これに反してなのですが、ケミカルに関していうとほとんど——別に入札と関係はあるはずがないですけれども、むしろ傾向としてはマテリアルの価格にケミカルが徐々に近づいていっているのだというようにも解釈ができる。経済学者としては当たり前のように思うのですが、入札制度は複雑なので単純にいつかはいけないですが、一物一価ですから高い価格がついていて、それで売れるのだったらじわじわ上がっていくのは、むしろ当たり前ではないですかと私は思うのです。

そこでマテリアルのほうはいろいろなことがあって、事業者さんの努力もありますし、制度の改革もあって長期的に下がってきていたので、これは入札制度がなくてそのまま伸ばしたら29年度、ほぼ同じぐらいのところに来ていたかもしれません。マテリアルのほうが上に上がっているんで、まだ依然としてギャップはあるのですけれども、もしそんな解釈が成り立つのだとするとマテリアルのほうの価格が決まるとケミカルの方も従属的に決まって、これが本当に入札制度の影響だとすると、このままいくと上がっていくことが懸念されます。ここの部分、何人かの委員の方からご発言がありましたけれども、社会的費用に相当するところなのです。これは制度の問題だから本当は費用だけではなくて、それに見合うだけの価値が社会全体で得られているのであればそれでもいいのかもしれないですけれども、その点は多分余り議論されていなくてということで皆さんの頭の中には、そちらの側は大体同じではないのと思っておられるのではないかと。だから費用を下げるのが大事だと思っておられるのだと私は思います。そのように考えると入札制度と関係があるのか、ないのか。

それから、資料の最後のページに中国の動向がありました。これはマーケットを考えると恐らく物すごい影響があるはずで、不確実性が非常に高くなったというのが正直なところだと思います。来年どうなるか、誰にもよくわからないということが現状かと思っています。

ですから、どうなりそうということは議論してもしょうがないですけれども、一応ここでお考えのところをいろいろご発言いただいて、いろいろな方がいろいろ影響を受けそうだとか、入札制度をどうしたらいいのかということについてもご意見を伺っておきたいと思っています。実は入札制度が変わる前にこのぐらい皆さんにお考えいただければ、また違った姿だったのではないかと正直思いますので、ぜひここでご意見いただきたいと思っています。いかがでしょうか。特にこのトピックについてご発言いただける方がいらっしやっ

たら、もしそうでなければ五十音順に回しますけれども、よろしいですか。――では、一応五十音順ということで有田委員から。

○有田委員　私は、皆さんのご意見を伺いながら、実際に検討された事や、どういう方が参加して議論されたのかななどを改めて伺いたいと考えていました。今週月曜日に名古屋にリサイクルの現状を見学、調査に行きましたので、税金との兼ね合いやNPOの動きで先ほど佐藤委員から出されたような、このデータには入っていないようなことをどのように考えるかという事も頭に浮かびました。そして最終的には中国などにも輸出されているものが、今後は輸入しないという方向になれば、NPOの運営なども難しくなっていくのかなと思って聞いていました。私は、環境配慮という感覚でリサイクルのことにずっと取り組んできました。もう20年以上前から容器包装リサイクルに関してかかわってきたので入札制度のことについては、意見を申し上げにくいところがあるのです。今のところの質問、意見というのはそういうところで、また改めて時間があれば意見を言わせていただきたいと思います。

○石川座長　ありがとうございました。

それでは、次、お願いします。

○大熊委員　全都清の大熊でございます。

2点ほど今の感想といったものを含めてなのですけれども、1つは拠出金の関係で先ほどご説明がありました額が非常に少なくなっているということで、自治体にも還元が少なくなっている。これは制度が予定していたことでもあるかと思えますけれども、その辺について制度の見直しが可能であれば検討していただければということ。

もう1つは、先ほど中国の関係でストップするということになります。自治体の中でも独自に収集したものを独自ルートに、容りのルートでなくて流している自治体がございますが、それが結果としてこの12月以降とまってしまうということでもありますので、容りのルートに流れていくことになろうかと思えます。その辺の影響を、事業系はもう当然ストップするわけで、価格の変動も先ほど座長もおっしゃいましたようにいろいろな形で影響が出てくると思えます。これについては注視をして我々も取り組む必要があると思えます。ただ、結果として国内循環に回ってくること自体は喜ばしいことと思っております。

以上でございます。

○石川座長　ありがとうございます。

では、小野田委員、お願いします。

○小野田委員　　2点だけ、まず入札のところはある程度予測できた部分もあったと思うのです。やはりそうなってしまったときにどのくらいの柔軟性をもって、どのくらいのペースで検討が進めていけるのかというところをお示しいただきながら、話を進めていただきたいというのが1点でございます。

それから最後の中国の点に関しては、今回は容りのワーキンググループなので容りの議論でいいと思うのですが、これはリサイクルシステム全体に影響してくる話なので、全体としてどういう方向にもっていくかというような大局的な議論と、あとは、やはり高齢化ですとか人口減少とかで自治体さんの一般廃棄物処理システム自体がどうなっていくかということも、あわせて議論していかないといけないようなフェーズに入ってきているような気がしますので、それはコメントとして申し上げておきたいと思います。

以上でございます。

○石川座長　　ありがとうございます。

川村委員、お願いします。

○川村委員　　先ほども多少申し上げましたが中国の問題につきましては、紙製容器包装というのは総量約75万トンのうち回収していますのは指定法人ルートで2万トン強、それから古紙ルートで雑紙という形で回収していますのが16万トンということで、指定法人ルートは価格に関係なく回収される部分がありますけれども、古紙ルートの場合は、中国への輸出を含めた相場が成り立っておりまして、有価で古紙ルートで回収されていますので、暴落等によって逆有償というような形になりますと、場合によって雑紙としての回収が行われなくなる、回収が激減する可能性があるということが大きな問題と考えております。

また、中国への輸出という部分では、その他の紙以外に雑誌も一部、日本の輸出のその他の紙と中国の輸入統計のものとは50万トンぐらい乖離がありますので、その部分が雑誌ということになると古紙全体の相場が壊れることも短期的にはあり得るということで大変心配していますので、そういう意味でも国を含めてのご支援をよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○石川座長　　ありがとうございます。

鬼沢委員、お願いします。

○鬼沢委員　　資料の21ページにペットボトルの在り方検討会のことがありますが、その中で、やはり自治体回収の部分の検討会であったのですが、経産からのご意見で呼

び方の検討をするというご提案があったと思います。それは呼び方だけではなくて、容りの範囲外である国内で生産されて出回っている60万トン全体のことを早急に考えていかないと、中国のことはもう予想されていたことなわけで、それはイコール容りの範囲にも当然影響が及ぶことなのでペットボトルに限らずプラもそうですけれども、容りの検討会だから容りの範囲ということではなくて、資源循環全体のことを考えて早急に検討していかなければいけないことなのではないかと思います。ぜひ呼び方だけではなくて、全体の循環を検討していただけたらと思います。

○石川座長　　ありがとうございます。

　　斉藤委員、お願いします。

○斉藤委員　　斉藤でございます。2点ほど、私もコメントさせていただきたいと思いません。

　　まず1つ目は、今この場でも話題になってるプラの入札に関して私が思うところを少しお話しさせていただければと思うのですが、プラの入札制度が変わったところが、特に今回材料リサイクルの価格の変化といったところに反映しているのは私も同じように考えております。恐らく今回は高くてもとれるのだけれども、ちょっと今回はやめておこうみたいなどころも多分あったのではないかなと思いますので、もし高くてもとれるかもしれないということがある程度浸透してくると、もっと高くなってくる可能性もあることを懸念しなければいけないのかなと考えています。

　　この入札制度はどうあるべきなのかということについては、実は21ページにあるペットボトルリサイクルの在り方検討会の中でも少し出てきていて、そこはまだどのようになっていくのかみえていない状況であるのですけれども、やはり素材産業がきちっとある程度競争していく中でちゃんとイノベーションをしていって、そういう中で素材産業を育成していくことが大切だと思います。ある程度の競争環境を維持することで入札制度を維持するというのであれば、そういうことが必要なのではないかなと私も考えていますので、プラに関しては今後どうなるかということになるべく早い段階できちっと再検討することも含めて議論していきたいなと考えております。

　　一方でもう1つ、最後に出てきた中国に関するところについては、まだどのようになっていくのかがなかなかはっきりと見えにくいところであるのですけれども、そのところで様子を伺ってから対応しようということではなくて、柔軟に対応できるような形でいろいろな状況を想定しておくことが大事なのではないかなと考えておりますので、そういう

点でまた何か一緒に勉強させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

私からは以上です。

○石川座長

ありがとうございます。

では、幸様、申し上げます。

○斎藤委員代理（幸） ガラスびん3R促進協議会の幸と申します。

意見としては、プラの入札制度については競争力をどう確保するかといったところがポイントと考えております。

それとガラスびんリサイクルについては、使用済みガラスびんの輸出入はありませんのでほとんど海外からの影響を受けないと考えております。

加えて一言、ガラスびんリサイクルで課題といったところを申し上げますと、気にかかるところは、ガラスびんの分別基準適合物は、無色、茶色とその他の色の3つに分かれているのですが、課題はその他の色の処理の問題ということになります。これは自治体さんのご協力も得ながら進めていかなければならないのですが、その他の色の中には無色と茶色もまじった、業界では込みといっているものも、その他の色に分類されているところですが、分別収集、あるいは中間処理の過程で細かく割れてしまうとその他の色に変化してしまうわけです。製造事業者がその他の色で出荷した量に対し、回収・リサイクルされる時は出荷量を相当上回ってしまう。その再商品化費用はその他の色の製造事業者が負担するということになります。改善すべき課題だと考えていまして、何とかその他の色の質の改善をいろいろ関係する方々と調整しながら進めていきたいということをご認識いただきたいと思います。

以上です。

○石川座長 ありがとうございます。

○佐藤委員 まずCO<sub>2</sub>の観点なのですが、この容器包装リサイクル法がCO<sub>2</sub>の排出にどの程度影響を与えていて、今後CO<sub>2</sub>の排出量を軽減するために、この制度をどのように運用するかということは余り検討されていないと思うのですが、非常に重要な点で課題だと思っています。

2番目に、市町村が現在の容器リサイクル法の実態をどう考えているかということが分からないことが問題だと思っております。この制度は市町村が分別回収ということが前提ですが、これからの少子高齢化という問題の中で、市町村が今までのやり方をどう評価して

いるか。それから今後の中国の影響にどのように対応しようとしているかということについて、本音のところをヒアリングしないと制度が運用できなくなると思っていますので、市町村の本当の状態について審議会でも検討していただきたいと思います。

3番目に、市民の意識も余り十分に反映されていないと思えます。市民の方は通勤の帰りにコンビニエンスストアに入れてくるとか、あるいは自宅で排出するとか、いろいろな対応があると思えます。どちらかというとな複数の家族で住んでいる方は自宅で分別回収に出す方が多いでしょうけれども、単身の方は量が少ないですので分別回収に参加することは少ないと思うのです。そういう傾向や将来像も含めて市民の意識、容り法に対する理解がどのように変わってきているかということも検討する必要があると思えます。

最後に、今後、リサイクル料金は上がってくる可能性が高いと思えます。そのときに負担金の公平感というものをどうするかは重大な課題ですし、また売れなくなると回収しない市町村も出てくるかもしれません。海外輸出していた分も、全て容り法協会に委託して、さらに廃棄物の量が増えて料金も高額化する可能性もあると思えますので、幾つかのシミュレーションをする必要があると思っております。

以上です。

○城端委員 先ほど入札制度の変更については申し上げたので、それ以外のところ、将来のリサイクルのあり方について、主にプラスチックについて意見を述べさせていただきたいと思えますけれども、消費者も高齢化していますし、自治体によって分別の仕方も違う。例えば会社で分別する場合は事業系で、家に帰ったら一般ごみということで、多分その辺の理解すらできていない人が大半だと思います。複雑な分別というのが未来永劫このままできるのかという心配もちょっとあるので、その辺の問題。それから自治体も収集に非常に費用がかかって、かなり苦労されているというコストの問題。それからリサイクルも社会全体を考えて、どのようにすれば一番効率的でコストがかからないかということ将来に向けて考えていかななくてはならないと思えます。多くの方のそれぞれの利害も絡むと思えますけれども、そこは全体として国を中心にまとめていかななくてはならないなと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○鈴木委員 百貨店協会から参りました鈴木と申します。

先ほど容り法ができて20年ということで、いろいろな改正だとか、入札制度のことだとかというお話なのですけれども、多分一般消費者の方からみますと、ほとんど入札制度なのかどうかなんていうのは、正直いって余り理解が少ないのではないかと思っております。

今委員からお話がありました、もともとなぜ容り法を社会全体の中で推進していかなければいけないのか。もう一回原点をきっちりある程度議論しないと、これから本当に少子高齢化ですとかいろいろ社会が大きく変わる。それからサステナブルな社会にしようというかけ声。SDGsがどうかというようなかけ声はいっぱいあるけれども、20年前につくってきた制度と今乖離していないのか。そういう視点の議論も多少要るのかなと。入札制度がこうなったから単価が上がるとか、そういう議論も十分大事だと思いますけれども、その整理にもう一回立ち返ることも必要かなと感じております。

もう1つ、私どもはそんなに店舗は多くございませんが社内でも分別回収をいろいろしております。その中で感じるのは結構自治体によってかなり違いがありまして、一律本社から、こういう分別の仕方が全てに適用できないみたいな現実も起こっていることがございますので、何でもかんでも燃やしている自治体がまだ十分ありますし、単価もかなり違ったりとか現場ではかなり、20年前にいろいろなことを考えた割にはぐちゃぐちゃになっているのかなというのが正直な印象でございますので、もう一度立ち返った形で、国としてどのような方向でもっていくのかということも含めて議論していただければなと思います。

○田代委員　日本貿易会の田代と申します。

きょうのお話を伺って入札制度について見直しをする以前、以後の制度内容について、優先A枠の競争倍率が1.05となっておりますが、ほとんど競争になっていない印象を受けました。質の高いリサイクルを進めるために業者が絞られることになってくると指名入札に近い。すなわち建前は競争になっているけれども、実質的には指名に近い形ではないかなというようなことで、一般的にはやや誤解が生ずるのではないかなという印象を受けました。

したがって、入札を見直した結果、この新しい制度で何がどれだけ変わったのかというトレーサビリティが出てこない、どこが改善したのかよくわからないことになると思います。設備能力とか基本的な条件というものが要求されるのであれば、入札の形式を変えても実質的にあまり変わらないため、その点は要チェックと思いました。

以上です。

○中田委員　最後にご紹介いただきました中国の状況ですが、よく考えてみますとかなりの部分、リサイクルの制度と申しますか、仕組みの中で海外に依存していた部分というのは少なからずあるのかなと。容器包装についても同じことがいえるのかなと思います。

今後の展開、先ほど座長がおっしゃいましたようにどうなるかちょっとわからない部分はありますが、悪くすると非常に国内に廃棄物がたまってしまうみたいな状況も生まれたりする可能性もなくはないのかなと思います。そういった前提を一度取っ払った形で、もう一度制度の在り方だとか、あるいはコスト。そういったところをもう一度見直す必要が重要なのではないかなと思っています。

以上です。

○西尾委員　筑波大学の西尾でございます。今回から初めてワーキングに参加して、まだ議論に十分ついていけないところがあるのですが、幾つか感じたところを申し上げます。

容り法というのは最も古くて、しかも消費者となじみも深いですし、それからある意味さまざまなリサイクル法を引っ張ってきた法律だと思うのです。それだけに今後もういっとう形で展開していくのかというのは、ほかのリサイクル法に対してもいろいろな影響を及ぼすものではないかなと思っています。

今回、特に大きな議論になっている新しい入札制度ですが、価格がある程度高くなることはそもそも予測できたのではないかなと思います。重要なことは、資料14ページにもあるように、新しい入札制度は素材産業の育成につながっているのか、健全な競争を実現するのかということ、きちっと評価することだと考えます。特にその場合、新しい制度によってこのリサイクルシステムがより安定的に動くことだけでなく、資源問題やCO<sub>2</sub>排出等の地球環境負荷の低減にもつながるのかという環境効果の観点からの評価も必要だと思います。

さらに申せば新しい入札制度は素材産業の育成だけでなく、このシステムにかかわる全てのステークホルダーや参加者に対してどんな影響を直接的、あるいは間接的に及ぼすのかについても検討が必要です。それから将来に向けては、高齢化、少子化等の社会変化、中国の新たな法規制導入等のグローバルな競争環境の変化の中で、いわゆるマテリアルリサイクル以外の処理方法についても検討する時期になっているのではないかなと思います。

以上でございます。

○根本委員代理（池田）　経団連の池田でございます。今日はフリーディスカッションということですので、いくつか問題提起をさせていただきたいと思います。

まず入札制度につきまして、経団連はこれまでプラの再商品化手法の具体的なあり方について、コメントしてまいりませんでした。しかしながら、今回の入札制度の見直しの後、

今回上がりましたように、さらに価格が上昇するのではないかと懸念があるなか、来年度以降もさらに特定事業者の負担が増え続けるならば、特定事業者にとって看過できない問題になると考えております。政府におかれては、再商品化市場の健全な競争環境の整備に向けてご尽力をお願いしたいと思います。

また、ケミカルリサイクルの一部は、鉄鋼業においては重要な温暖化対策の1つになっている面もございまして、循環型社会といった切り口だけではなく、低炭素社会実現といった観点からもどのように考えていくのかという、総合的な視点が必要なのではないかと考えております。

容器包装リサイクル制度は、これまで20年間、取り組みを続けてきてかなりの成果を上げてきたと考えていますけれども、一方で、プラの入札制度の問題や、昨年度の報告書を踏まえて出てきた自治体と事業者の選別の一体化の動き、容器包装以外の製品プラの一体回収の動き、人口減少のもとでの自治体の一般廃棄物は今後どのようにしていくのかという問題など、さまざまな点で、ほころびが出てきているのではないかなと感じているところでございます。経済性のある形で、効率的な資源循環をどのように進めていくのか、また温暖化対策といったことも含めて、戦略的に考えていくべき時期に来ているのではないかと感じております。

以上でございます。

○花澤委員 食品産業センターの花澤です。

我々食品メーカーの団体ですが、食品メーカーは今特定事業者の中で4割ぐらいの再商品化費用負担をしていることで、我々としても自覚して一生懸命やっております。先ほど座長からおっしゃった入札単価の問題というのは1つ、それで社会的コストの部分があらわれるのではないかと。

もう1つ、質の問題はどうですかというお話があったのですが、実はなかなか我々、本当に質がどうなっているのかが正直いってよくわからなくて、それで大分前ですけども、平成22年10月にプラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方に係る取りまとめが産構審・中環審の合同会合で行われ、たしか座長もご出席であったと思うのですが、その文書の中に、容リ法の次期見直しの際の材料リサイクル手法の優先的取り扱いの根本からの再検討と書いてあるところがあるのです。その中で各再商品化手法の再商品化製品や、その利用製品に関する生産量、販売量、市場価格等の客観的データも整理した上でいろいろ検討しましょうというくだりがあるのですが、特に市場価格の部分が明確にな

ってくると、それが1つの質の指標になるのではないかと思うので、その辺も整理していただけるとありがたいということでございます。

以上です。

○宮田委員代理（森） 商工会議所からは特にコメントはございません。

○百瀬委員 日本チェーンストア協会でございます。

スーパーマーケットとしましては、容り法のプレーヤーで消費者ということがすごく大きいと思っています。消費者がプラスチックなり、びんなり、紙容器に入っている商品を買って、その後、家庭で食べたり使ったりした後、これがリサイクル対象品になるわけですよね。ですから、消費者がいかに分別して適正な出し方をしてくれるか。そうでなければリサイクル法は成り立たないわけなのです。

その中でスーパーマーケットはもう20年以上前から、最初は牛乳パック、アルミ缶、白色トレイ、今ペットボトルですとか、卵パックといったものの店頭回収をしています。これは完全にボランティアです。こういったことがなぜ起こったかといいますと、消費者は自分が出しやすいところに出したいのです。今市町村回収は、場所によっては月1回ですとか月2回。そういったことよりもスーパーマーケットで、商品を買ったところにもっていくという回収が成り立つのは当然かと思われまます。そのことについて今まで佐藤先生もおっしゃっていましたが産廃なのか、一廃なのかとか何かいろいろと問題がありましたが、今かなり認知されていますし、またほかの業界に比べましてレジ袋をやめようということ、それこそ有田委員や消費者と一緒にやってきたわけです。もっと再商品化に係る費用がとか、それから再商品化する業界がということよりも、消費者がいかにこの制度の中できちんと役割を果たせるのか。果たした結果がちゃんとみえるようになってほしいというのが、スーパーマーケットとしては思っていることでございます。

特に今SDGsですとか、未来の子供たちがどうやって生きていくのかということが今の大人の行動の責任だといわれていますが、このSDGsの12というところに持続可能な消費というのがあります。ここにはつくる責任、使う責任というように和訳されておりますけれども、消費者の皆様方と一緒に小売業は容り法に対して今までずっと新しい試みですとか、継続性をもってやってきましたが、これが成果として果たして未来につながることになるのかどうかを、この委員会ですとか、それから国として出していただきたいなと思います。

佐藤先生がおっしゃったように、この問題がCO<sub>2</sub>の発生抑制につながることも大きな

成果になると思います。ですから、再商品化手法の中でいかに環境影響が少ないかということも、この手法の評価に入れながら進めていっていただきたいと思います。

以上でございます。

○森委員　PETボトルリサイクル推進協議会の森です。お世話になっております。

まず中国の件なのですが、今回引き取りを来年からとめるということになりますと、かなりの量が日本から流れており、多分事業系のルートから流れているのだらうと思っておるのですが、それがとまってしまうことになると容リルートも影響が出てくるといいう可能性もあります。今ペットボトルに関してはうまく順調に回っておりまして、有償等うまくいっていることが、来年はかなりの影響を受けるかもしれないと思っております。特に中国に関しましては、やはり経済的影響が大きくあり、樹脂を輸入する側でも今年は、関税の問題等もございましたが、かなり突然に変わることがお互いありますので、これもしょうがないかなという部分はございます。来年はいろいろお知恵をいただいて、皆様のご指導のもと、何とか乗り切っていきたいなと思っております。

あとプラスチック製容器包装に係る入札制度ですが、多分リサイクラーの方にある一定量を渡したいという思いでつくられたのだと思うのですが、それが価格も安定させてしまったということだと思っております。例えば安定枠、効率化枠、あと一般入札枠の個々の値段が書いていないのでよくわかりませんが、この辺のところをもう少し解析されれば答えが出るのかなという気もしないでもないです。これは意見としてちょっと述べさせてもらいます。

以上でございます。

○石川座長　大変申しわけないですが、あと3分しかないのでご配慮いただければと思います。

○森塚委員　手短にいきます。段ボールリサイクル協議会の森塚です。

お話にありました中国の問題なのですけれども、我々段ボールをつくっている業界であり、あわせてそこに供給している製紙メーカーの皆さん、そこに原料を納入している古紙の業界の皆さんともいろいろと話をしておりますが、今非常に混乱している状況なのです。資料の22ページに仕分けられていない紙ごみとありますが、我々の業界では未選別の古紙という表現をしておりまして、裏を返せば選別している古紙につきましては来年からどんどん出ていくだろうと、逆にそういう心配をしております。ですから、日本の業界でいきますと古紙不足ということも今心配している中で、この容リ絡みのことでいきますと、こ

これまでの審議会でも何回かお話が出ておりますが、やはり識別マークというのをもう一回見直しをしていただいて、今国内の、あるいは世界でリサイクルされていないような紙製容器なども本当はきちっと製紙原料にしていく中で、これから予想される古紙不足に対応できればなと思っております。

以上です。

○柳田委員 石鹼洗剤工業会の柳田です。

我々再商品化コストを担う身としては、ちょっと我を張っているように聞こえるとまずいのですが、客観的に見て入札制度とか入札価格の関係は詳細解析をすべきだと思っています。それで石川先生がおっしゃったように、効果・効能がないままに入札額が一直線に上がるのだったら何か対策が必要なのではないかなと思っています。また、やり方なのですが、これも先生がおっしゃったように委員にオープンな形でいろいろな知恵を出し合うのがいいのだと思います。

容り法全体の議論として、そのポイントというのは他の方のコメントにも出ていましたけれども、もうこういう時代なので温暖化だとか、それからSDGsだとか、あと海洋ごみの問題もあると思うのです。こういうものをポイントにして、将来日本発祥でアジアの課題解決などにつながるような、そういうモデルになったらいいのではないかなと思っていますので、ぜひ有意義な議論にさせていただけたらと思っております。

以上です。

○石川座長 ありがとうございます。ご協力いただきまして何とか滑り込みたいなと思っております。

大変貴重なご意見、たくさんいただいたかと思えます。多くいただいたのは入札制度にかかわる問題で、変えたことによる結果の解析。もう1つは、入札制度を変えた過程がよくわからないという発言が随分あったと思いますので、これについては事務局のほうで整理していただいて皆さんにお配りするとか、こういう経緯で、このようなやり方をしたというのを記録に残していただいたほうがいいのかと思います。

最後に、入札制度だけではなくて別な次元として素材産業の育成が大事だということからいくと、プラスチックはほかにも使われていますから容りだけの問題ではない。そういう意味で範囲の広い議論が必要だと。これはほかの場でも何度も複数の方がおっしゃっていることでもありますし、また鈴木委員からご発言がありましたけれども、原点に戻って議論するべきではないかという話もありました。それは多分今のタイミングがいいのかな

というような気もしますので、いただいたご意見を事務局で整理させていただいて、どのようにやっていくのかできるだけ実のあることにしたいと思いますので、改めて皆さんにお知らせしたいと思います。

事務局で何かありますか。

○高角課長 石川座長に適切におまとめいただきまして、ありがとうございました。

入札制度の関係のプロセスにつきましては、確かにわかりにくいという面もあろうかと思えます。環境省と経産省の間でバイで議論していた時期がかなり長くて、最終的に有識者のご意見をお伺いする場というのを11月末だったと思いますけれども1回開催しました。プラスチックの検討の場の会合につきましては、資料と議事概要をホームページにも公開しているところがございますので、そちらもご参照いただければと思います。必要に応じてご案内させていただきたいと思えます。それを踏まえて容りに限らない幅広い議論が必要だということもよく認識しておりますし、特に中国の情勢が絡んできたときに、プラも容りだけの問題でないということも全くそのとおりで思っております。私どももリサイクル推進課でございますので、リサイクル全体のありようといったことも別途検討を進めていきたいという思いはございます。さらに市町村とか消費者、市民の方々とのコミュニケーションというところも、今後一層努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○石川座長 どうもありがとうございました。

それでは、本日は大変お忙しいところを集まっていたいただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして議事を閉じたいと思えます。

——了——